

つくば市芸術文化事業会場費補助金要項

(目的)

第1条 芸術文化が市民の生活の一部となるよう、誰もが身近に芸術文化に触れることができ、自らが進んで創作活動に参加できる機会を拡充することで、市の芸術文化が推進することを目的とし、つくば市芸術文化事業会場費補助金（以下補助金）を予算の範囲内において交付する。その交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年11月30日規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項における用語は次のように定める。

(1) 市民

つくば市内に在住、在勤または在学している者を指す。

(2) 公演事業

舞台芸術（音楽・演劇・舞踊・伝統芸能等）を企画・制作・実施する事業を指す。

(3) 展覧会事業

芸術作品等の展覧会を実施する事業を指す。

(4) 会場

市内において、不特定多数の者が使用でき、使用料が明示されている施設を指す。

(5) 団体

2名以上の構成員により組織された集団を指す。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。共催事業者がいる場合、その共催相手も同様とする。

(1) 国・地方公共団体及び民間団体等から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと。（指定管理者を含む）

(2) 政治・宗教活動を目的としていないこと。

(3) 市民を半数以上構成員に含む非営利団体であること。

(4) 活動拠点が市内にあり、自ら公演事業及び展覧会事業を企画、及び遂行する能力があるとともに、会則、規約等（会則、規則等がない場合は団体の概要が確認できる書類）及び団体の構成員名簿を有しており、事業を実施するにあたって明確な会計経理がなされる非営利の芸術文化団体であること。（一般社団法人、一般財団法人は対象外）

(5) 国・地方公共団体が資本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと。

(6) 団体の構成員に暴力団及び反社会勢力の構成員（以下、「暴力団等」という。）を含まないこと。また、団体が暴力団等と密接な関わりを持たないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金を交付する事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象事業に対し、つくば市その他地方公共団体や外郭団体等からの補助や助成、委託料等を受けていないこと。
- (2) 政治、宗教活動を目的としないこと。
- (3) つくば市の芸術文化の振興に資するものであること。
- (4) 申請年度内に事業が完了すること。
- (5) つくば市民が広く参加・鑑賞できる事業であること。
- (6) つくば市内で実施される事業であること。
- (7) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (8) 会場が主催者及び主催団体に所属する者が所有する施設でないこと。
- (9) 寄付等を目的としたチャリティ事業でないこと。
- (10) 参加費、入場料等を徴収する事業でないこと。ただし、ワークショップの材料代など、参加者に還元される材料代等の実費相当額の徴収は可とする。

（補助割合及び金額）

第5条 市長は、前条に定める要件を備える事業に要する経費の2分の1の額の補助金を交付するものとする。ただし、補助額は50,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出された金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、次のものを指す。

（1）公演事業

本番公演日、リハーサル日及び機材搬入搬出日に係る会場使用料（出演者用控室や練習室等を含む。）。ただし、リハーサル日及び機材搬入搬出日等、本番の公演以外の日程に係る使用料は、本番公演日の前後それぞれ1日分に限る。

（2）展覧会事業

展示期間及び作品や什器等の搬入搬出日に係る会場賃借料（催事関係者控室を含む。）。ただし、搬入搬出日等、展覧会開催日以外の日程に係る使用料は、展覧会会期の前後それぞれ1日分に限る。

(補助対象外経費)

第7条 出演料、印刷費、謝金・人件費、宣伝費、記録費、通信費、旅費、消耗品費、備品賃借料、空調費など、前条に規定されない経費は補助対象外とする。

(収支予算書及び収支決算書に記載できる経費)

第8条 決定通知受領前に支払いを行う(行った)場合でも、その支払いが補助決定事業を実施するうえでやむを得ない理由によるもの(前払い契約等)である場合は補助対象経費として計上することができる。

(申請回数)

第9条 一つの団体及び個人が本補助事業に申請できる回数は1年度(その年度の4月1日から翌年3月31日まで)につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条第1項にきていする申請は、様式第1号により行うものとする。

- 2 規則第4条第1項の所定の期日は、市長が別に定める期間とする。
- 3 規則第4条第2項第1号に規定する様式は、様式第2号とする。
- 4 規則第4条第2項第2号に規定する様式は、様式第3号とする。
- 5 規則第4条第2項第5号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 会場使用に係る見積書や料金表
 - (2) 会則、規則等(会則、規則等がない場合は団体の概要が確認できる書類)
 - (3) 構成員名簿
 - (4) その他事業内容のわかるもの
- 6 申請に対する審査方法は、市長が別に定めるものとする。

(補助金の交付条件)

第11条 規則第6条第5項により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。
- (2) 開催を予定している会場の使用許可を得ていること。
- (3) 交付決定通知受領後に作成する広報物等には、つくば市芸術文化事業会場費補助金交付事業である旨を記載すること。

(4)規則、この要項を遵守すること。

(補助金の決定)

第 12 条 規則第 7 条に規定する通知は、様式第 4 号により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第 13 条 規則第 12 条第 2 項に規定する申請は、様式第 5 号により行うものとする。

2 市長は前項の申請があった時には、速やかに当該申請の内容を審査し、補助決定事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（中止）についての承認の可否を決定し、様式第 6 号により通知するものとする。

(実績報告)

第 14 条 規則第 13 号第 1 項に規定する報告は、様式第 7 号及び様式第 8 号により行うものとする。

2 規則第 13 条第 1 項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)補助事業の実施状況が確認できる領収書の写し

(2) 補助事業の実施状況が確認できる写真類の写し（チラシやポスター等を含む。）

(確定の通知)

第 15 条 規則第 14 条に規定する通知は、様式第 9 号により行うものとする。

(交付の請求)

第 16 条 規則第 15 条の 2 第 2 項の規定による請求は、様式第 10 号により行うものとする。

(返還命令)

第 17 条 規則第 17 条に規定する返還命令は、様式第 11 号により行うものとする。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

【様式】

- 1 つくば市芸術文化事業会場費補助金交付申請書
- 2 つくば市芸術文化事業計画書
- 3 つくば市芸術文化事業収支予算書
- 4 つくば市芸術文化事業会場費補助金交付決定書
- 5 つくば市芸術文化事業会場費補助事業変更（中止）承認申請書
- 6 つくば市芸術文化事業会場費補助事業変更（中止）承認通知書
- 7 つくば市芸術文化事業実績報告書
- 8 つくば市芸術文化事業収支決算書
- 9 つくば市芸術文化事業会場費補助金確定通知書
- 10 つくば市芸術文化事業会場費補助金交付請求書
- 11 つくば市芸術文化事業会場費補助金返還命令書